

亀岡市立病院照明 LED 化事業 公募型プロポーザル
灯具・工事等仕様書

本仕様書は、亀岡市立病院（以下「発注者」という。）が実施する「亀岡市立病院照明 LED 化事業」において、使用する灯具及び設置作業仕様等、受注者が守るべき必要な事項について適用する。

1 事業概要

(1) 履行場所

亀岡市立病院

(2) 事業内容

- ① LED 照明器具及び付属品一式の賃貸借
- ② 器具及び設置に必要な付属品一式の取替等工事
- ③ 既存設備の撤去・運搬・廃棄処分
- ④ 事業達成のために必要な現地調査及び施設状況の確認
- ⑤ 設置器具の保守

(3) 設置期限

令和 8 年 12 月 31 日まで

2 灯具仕様

(1) 構造

- ① 直管蛍光灯型 LED 照明は口金が G13 とし、バイパス工事を行い管球のみの交換方とすること。また、給電方式は片側給電とすること。
- ② G13 口金の直管型 LED ランプの光源は、一般社団法人日本照明工業会が制定する「AC 直結 G13 口金直管 LED 光源-安全規格 JLMA301:2021」に準拠していること。
- ③ 既設の蛍光灯用照明器具に取付けが可能であること。
- ④ 各検査室等で使用する 40W 型直管 LED ランプ、ダウンライトは、EMC 国際規格 CISPR11,15,32 適合品であること。
- ⑤ LED の光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものであることとし、病室、各検査室で使用する直管蛍光灯型 LED ランプは、フリッカー率 3.33%以下（周波数 100Hz の場合）、または 3000Hz 以上の製品とすること。
- ⑥ 電源内蔵型であること。
- ⑦ 外部に設置する LED 照明器具は適切な防水性、耐候性、耐食性を有すること。

(2) 性能

① LED ランプの性能は、以下の通りとする。

既存ランプ	色温度	消費電力	全光束	重量
直管蛍光灯 FHF32EX 高出力形	5000K	18W 以下	3100lm 以上	260g 以下
直管蛍光灯 FHF32EX	5000K	13W 以下	2300lm 以上	260g 以下
直管蛍光灯 FLR40S	5000K	13W 以下	2300lm 以上	260g 以下
直管蛍光灯 FL20	5000K	7W 以下	1100lm 以上	145g 以下
直管蛍光灯 FL10	5000K	3.5W 以下	500lm 以上	75g 以下
コンパクト型蛍光灯 FPL36EX	5,000K	11W 以下	1,600lm 以上	140g 以下

② 上記、直管型 LED ランプの本体の直径はφ25.5 以下であり、かつソケット部は本体直径以下の構造を有するものとする。

③ 光源の定格寿命は 40,000 時間以上の製品とする。

④ LED ランプの作動保証温度範囲は-20℃～+40℃を満たすこと。

⑤ 演色性は Ra80 以上を基本とし、手術室など必要な場所については Ra90 以上とする。

(3) その他

① 設置する製品は全て新品であり、製造年 2024 年以降であること。

② LED 製品は、「LED 対象機器数量表（様式 8）」に記載の照明と同等以上の交換種別（管球交換・器具交換）、仕様（照度・色温度等）とし、意匠等が著しく変わらないものであること。また、検査の結果、照度不足と判断される場合は、受注者の責において対応すること。

③ 設置する前に明るさを現場に確認し、確認が終了後設置すること。

④ 一般社団法人日本照明工業会の会員となっているメーカーの製品であること。

⑤ 導入する LED 製品の製造者が確認できる出荷証明書の写しを提出すること。また、設置する製品のメーカー及び販売元は、国内において 5 年以上の当該メーカーの販売実績があること。

⑥ 使用する機器・製品は、規格・品質が信用に足るメーカーのものであり、環境負荷軽減に十分配慮した提案とすること。

⑦ 企画提案書類提出時に、設置製品の仕様書一覧を提出すること。

3 設置作業仕様

(1) 契約後速やかに施工計画書（工程表、作業体制、安全管理計画等）を作成し、発注者と協議すること。

(2) 設置前には、現地調査及び回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに発注者へ報告し、協議すること。

(3) 設置作業に使用する雑材についても全て新品とする。（仮設材は再使用品でも可。）

(4) 設置作業にあたっての安全管理については、発注者と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備又は電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により速やかに対処すること。

- (5) 設置作業において発生する軽微な工事及び補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (6) 蛍光灯器具内の電気部品（ソケット、端子台、配線等）は、劣化状態を確認の上、必要に応じて交換すること。なお、本交換に係る費用は受注者の負担とする。また、器具交換等により生じた隙間等は、コーキング材等で適切に処置すること。
- (7) 蛍光灯器具内の安定器は、残置を可とするが、将来的な保守作業時において他の蛍光灯器具と誤認されることを防止するため、LED化設置作業を実施した旨が分かるよう各器具に表示すること。表示する内容の例は、以下のとおりとする。
 - ア 適合するLED光源の形式及び蛍光ランプの取付けが不可である旨
 - イ LED光源の定格電圧、定格消費電力、工事業者名、工事年月等
 - ウ 蛍光灯器具の銘板に記載の情報は無効である旨
- (8) 停電時、運用上必要な機能を停止する場合は、作業計画書等を発注者に提出し、事前に日程等を調整した上で、事故、紛争等を防止するよう努めること。
- (9) 作業車や運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場及び搬出物の仮置場等の発注者の敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者の承諾を得ること。
なお、駐車スペースが限られているため車両台数は少なくするよう努めること。
- (10) 搬入・搬出経路については施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得ること。
- (11) 作業時間帯の決定に当たっては、発注者の指示に従うこと。
- (12) 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- (13) 作業終了後に床の清掃等を行い、環境美化に努めること。
- (14) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業に絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。なお、施工前と施工後で絶縁抵抗が悪化した場合、受注者の負担にて調査を行い対応すること。
- (15) 設置前、設置後の照度測定を実施し、その結果を書面にて報告すること。
- (16) 撤去した既存照明器具については、受注者の責務において関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- (17) 設置作業完了後は、完成図書（完成図、写真、設置機器一覧、設置機器図面等）を発注者が指定する日までに提出し、発注者の検査を受けること。
- (18) 施工時間は、病棟エリアは平日日中、外来・事務室エリアは夕方以降から夜間又は休日を基本とするが、病院業務の特殊性を加味し発注者と協議の上、柔軟な対応をすること。
- (19) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（（電気設備工事編）最新版/国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修）に準拠する。
- (20) 現場施工について、施工管理を行い、作業の進捗を定期的に発注者へ報告すること。
- (21) 必要に応じて、作業エリアのみならず、通路及び資材置き場の各部養生を行うこと。
- (22) 作業時は施設利用者や施設職員に対して、作業方法、作業日程について十分な安全対策の説明を行い、施設運営上の支障が起きないようにすること。
- (23) 設置作業中に事故が発生した場合においては、直ちに発注者へ報告した上で、受注者の責任及び費用負担にて対応すること。
- (24) 作業期間中の器具等の不具合については、受注者の対応とすること。
- (25) 作業期間中は、請負賠償責任保険等に加入し、証書の写しを発注者に提出すること。

- (26) 新規設置器具には、「受注者名」及び「器具交換年月日」の表示を行うこと。なお、器具の仕様上、表示が不可能等な場合は発注者と協議すること。
- (27) 設置作業に関して本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議の上決定する。

4 設置作業計画

設置作業計画は、次の基準で作成すること。なお、具体的な設置作業計画については設置作業着手前に発注者と協議すること。

(1) 設置作業の優先順位

- ① 既設照明器具で故障が発生した（している）箇所
- ② その他発注者が優先と判断した箇所

(2) 工事方法

設置する設備については、当院の指定する方法、仕様及び工事計画を遵守すること。

(3) 器具の仮使用

設置が完了した照明器具から仮使用をすることとし、賃貸借契約開始日までに不具合等が発生した場合は受注者の負担で対応することとする。

5 物品の保守等

- (1) 賃貸借期間終了時まで設置器具が正常な状態で使用できるよう管理することとし、器具に不具合等が生じた場合の取り換え、代替及び修理等に要する費用は受注者の負担とする。
- (2) 消灯その他の不具合（以下「消灯等」という。）が発生した場合は、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。ただし、消灯等の原因が落雷等機器の直接的な不具合によらない場合は、別途発注者と協議すること。
- (3) 設置作業終了後、不点灯や不具合等が発生した際の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。
- (4) 障害が発生した場合には、その都度文書による報告書を提出すること。

6 物品の移動等

- (1) 発注者が照明器具の設置箇所を変更するときは、受注者の承諾を得た上で発注者負担により物品の取外し、設置及び調整等を行うものとする。
- (2) 受注者は、前号(1)項の実施にあたり、機器の取外し、設置及び調整等に必要な情報を発注者に提供するものとする。